

平成 20 年 4 月 15 日

各 位

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社
(コード番号:8309 東証第一部)

公的資金(優先株式)の返済について

平成 11 年 3 月に「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」に基づき預金保険機構を通じ整理回収機構に引き受けいただいております公的資金(優先株式)の処分に関して、預金保険機構より協議の申入れがありました。これを受けて、中央三井トラスト・ホールディングス株式会社としては、公的資金の返済について下記のとおりとしましたのでお知らせいたします。

記

1. 返済方針

公的資金の早期処分の原則を踏まえ、経営の健全性の維持及び市場への悪影響の回避に十分留意しつつ、市場売却(売出し)及び自己株式の取得により、平成 21 年 8 月までを目処に完済する方針とし、関係当局と協議を進めてまいります。

2. 平成 20 年度中の返済について

優先株式の一部について整理回収機構による取得請求権の行使を預金保険機構に承認いただき、取得請求により交付される普通株式を市場で売却(売出し)していただくことについて、市場環境等を十分に踏まえ、関係当局と協議を進めてまいります。

また、市場売却とともに、自己株式を取得する方法による返済についても関係当局と協議を進めてまいります。

3. 関係当局への申出

上記2の市場売却に関し、関係当局に対して主幹事証券会社の選定その他必要な措置をとっていただくよう申出を行いました。

以 上

[ご参考] 公的資金(優先株式)の概要

名称	第二種優先株式	第三種優先株式
発行株数	93,750,000 株	133,281,250 株
当初発行総額	1,500 億円	2,502.5 億円
現在の残高	1,500 億円	2,132.5 億円
発行価額	1株について 1,600 円	1株について 1,600 円
残余財産の分配	1株について 1,600 円	1株について 1,600 円
転換価格	450 円	450 円
転換価格の修正条項	下方修正のみ	下方修正のみ
期中下限転換価格	450 円	450 円
転換価格の修正日	平成 20 年 8 月 1 日までの毎年 8 月 1 日	平成 20 年 8 月 1 日までの毎年 8 月 1 日
転換請求期間	平成 21 年 7 月 31 日まで	平成 21 年 7 月 31 日まで
一斉転換日	平成 21 年 8 月 1 日	平成 21 年 8 月 1 日
一斉転換時の転換価格	一斉転換日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の当社普通株式の終値の平均値。下限価格は 400 円。	一斉転換日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の当社普通株式の終値の平均値。下限価格は 400 円。

このお知らせは、公的資金(優先株式)の返済について一般に公表するためのものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。このお知らせは、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられ、目論見書には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。